

平成30年3月1日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年3月1日(木)
午後13時55分～14時27分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
議案第45号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 18名

1番 高 田 法 定	11番 荒 木 貞 道
2番 宇 川 傳 治	12番 日 光 善 治
3番 中 島 一 朗	13番 三 輪 和 雄
4番 古 村 正 夫	14番 大 谷 文 男
5番 山 崎 和 英	15番 西 尾 信 秋
8番 和 田 俊 信	16番 島 倉 博
9番 青 島 由 弘	17番 水 上 俊 秀
10番 高 藤 孝 一	18番 杉 森 清 弘
	19番 吉 江 秀 一
	20番 前 田 真 一 郎

欠席委員 6番 田 悟 敏 子
7番 中 村 重 樹

平成30年3月1日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
事務局	<p>総会の開催の前に、お伝えしたいことが1点あります。お送りした3月総会の開催通知の中で、委員報酬の支払いについて、協議事項と記載しておりましたが、来月4月の総会にて、報告事項として説明したいと思いますので、次回でお願いします。以上です。</p>
会長	<p>皆さん、ご苦勞様でございます。先月とは違い、2週間前までは大雪で大変だったんですが、今日はもう所々田園が見えるようになりまして、春の嵐ということで足場の悪いところ、こうして総会にお集まりいただきましてありがとうございます。月曜日には農業者との意見交換会があり、当委員会からは14名の大勢の委員の皆様にご出席いただき、ありがとうございました。前日に事務局と打ち合わせはしていたんですが、私の能力不足で、なかなか実のあるものとは言えなかったのかなと思います。毎年継続してやりたいと思っておりますので、この委員会の総会を重ねて、実のあるものにしていきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会3月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は田悟委員さん、中村委員さんです。本日の議事録署名委員を指名いたします。16番の島倉委員さん17番の水上委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第43号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第44号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第45号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。お願いします。</p>

事務局	<p>議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号15番は面積が2,092㎡で、売買により所有権移転を行おうとするものです。位置図については、1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、所有者である破産者〇〇氏の破産管財人として、弁護士の〇〇氏が申請人となっています。</p> <p>農地法第3条第2項の各号には許可できない場合が掲げられていますが、これらの申請は、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号15番について、〇番の〇〇地区・〇〇委員より調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>皆さん、ご苦労様です。譲受人が〇〇さん、譲渡人が破産者の〇〇さんで、管財人が〇〇の弁護士の〇〇さんです。こちらは、管財人の〇〇さんから直接〇〇さんの方へお話が行ったそうです。〇〇さんにお話を聞いてきました。元々この〇〇さんの田んぼを〇〇が耕作していたということで、管財人の〇〇さんから〇〇さんに、弁護士さんが管財している分の支払いの分の田んぼを買っていただきたいということで話しがあったそうです。〇〇さんも、他の人に農地を売られるよりは、自分達が耕作をして〇〇の農地を守りたいという思いで購入されることになりました。位置図の2ページ、〇〇番と〇〇番が田んぼです。これは仲間田ですが、これも全部〇〇さんが請け負っているようで、引き続き耕作をされるそうです。畑の〇〇番は、今は草が生えていますが、土盛りをして畑をしたいということをお聞いておりますので、よろしくをお願いします。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>畑の方ですが、横は墓地になっております。〇〇さんが破産されてしばらく何もしていなかったもので、草を刈って、泥を入れて畑をしたいということです。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第43号については「承認」としてよろしいですか。</p>

全委員	異議なし。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第43号について「承認」といたします。続いて、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号34番は、面積が2,068㎡で、多目的グラウンド及び駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、3ページから9ページをご覧ください。こちらの申請人は譲渡人が2名いらっしゃいまして、片方が所有権移転、片方が賃貸借権の設定となっています。その関係で申請書も2通提出されていたんですが、県にも確認して、同一の計画に係る申請ですので、34番という一つの番号として扱うことにしております。</p> <p>農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>では、受付番号34番について、○番の○○地区、○○委員より調査報告をお願いいたします。</p>
○○委員	<p>それでは、34番について報告させていただきます。譲受人は○○の○○、これは○○です。譲渡人は、○○の○○さんと、○○の○○さんです。申請地は○○外2筆と、○○外5筆です。位置図は3ページから5ページをご覧ください。申請理由としまして、○○さんにお聞きしたところ、多目的グラウンドと職員や○○の駐車場。先月も申請が出ておりましたが、まだ狭いということでした。この敷地の境界は泥止めをして、排水の工事と一緒にやって、近隣には迷惑をかけないようにするという事です。○○さんについては賃貸契約、○○さんについては所有権を移転するという事でした。ご本人に確認したところ、○○さんの所は昨年まで水田を耕作していたそうです。実際に見てきましたが、雪の下でわかりませんでした。○○さんは5年ほど前までは人をお願いをして田んぼを耕作されていたそうですが、相手方が高齢でできなくなったそうで、○○さんが除草剤を撒いて管理</p>

	<p>をしていたそうです。それで、〇〇さんの方から買収の計画を出されたそうで、〇〇さんとお気持ちが合致して契約をされました。隣接耕作者に用排水について確認したところ、問題ないということです。〇〇の区長さんの同意書も提出されています。よろしくお願ひします。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第44号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第44号については、「承認」といたします。続いて、議案第45号「農用地利用集積計画の制定について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第45号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案書4ページの利用権設定集計にありますように。</p> <p>「10年以上」の利用権設定が43件で、面積が359,208㎡であり、新規が29件、更新が14件です。</p> <p>「6年以上10年未満」の利用権設定が2件で、面積が4,430㎡であり、新規が2件です。</p> <p>「3年以上6年未満」の利用権設定が1件で、面積が3,570㎡であり、新規が1件です。</p> <p>「1年以上3年未満」はありません。</p> <p>こちらの詳細については5ページから、12ページに記載されています。8ページ以降が、中間管理機構へ貸付する申請となっています。</p> <p>合計は46件で、面積が367,208㎡であり、新規が32件、更新が14件です。うち、中間管理機構へ貸付するものは28件で、面積が257,574㎡です。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>

会長	新規の利用権設定が何件かございますが、中間管理機構があるわけですが、なぜ利用権設定なのか、もしお分かりであれば教えてください。
事務局	基本的には、申請をいただければ中間管理機構を通すのですが、今回の方は農地全部をまとめて貸し出すという訳ではなくて、一部を預けるという方がいらっしゃいます。そういう方については、こちらからこういう言い方をするのもよくないですが、機構に預けるメリットが今の段階では無いので、固定資産税の軽減の対象にもなりませんし、経営転換協力金の対象にも利用の補助金の対象にもなり得ないということなので、そういうことで利用権設定の形で出されているのだと思います。
会長	ありがとうございました。この件について立場上言いますが、国の強い要請が入っております。なるべく中間管理機構を通してくださいということを聞いていますので、できれば皆さんお話を聞きになれば、中間管理機構を利用してほしいということを促していただきたいと思います。
〇〇委員	ちょっとわからないのでお聞きしますが、対価の所に10aあたり12,000円とか金額が入っていますよね。これは30年度の小作料の見直しもあるわけですから、あれも1年限りになっていると思いますが、ここに金額ではなくて、区分1とか、区分2とかいう区分けの仕方はだめですか。その年によって金額が上がったり下がったりするのであれば、12,000円と書いたけど、今下がったからそんなに払えないとか、逆に上がったからもう少し欲しいとか、そういうことも発生すると思うので、あれを基にしてするのであれば、区分1で支払いますというような記載の仕方はどうでしょうか。
〇〇委員	区分は、小矢部は小矢部、砺波は砺波、各市町村でバラバラだと思うので。
〇〇委員	この中で通るものに対してということです。
会長	目安でしかないもので。今では標準小作料が無いので、私が聞いている限りでは、要請はしているそうです。できれば60kgにしてくれ

	<p>とか、対価としてお米でやっている方もいるので。会長さん方からはそういう話は出ています。要請はしていますが、今のところ金額でしか出来ない。ましてや、10年20年という契約があって、なんで毎年そんなに変動があるのか、そんな契約ではないでしょうというようなことを言われます。もし仮に変更があったとしても1回くらいでしょうと。毎年の変更はおかしいんじゃないですかと。それなら負担のかからないような1,000円とか、2,000円とかもありですね。結局対価だからどれだけ書かれても構いませんのでという話で。あくまでも金額を書きいただきたい。ただ、よほどの変動がある場合は、支払で公社が集金する2カ月前までに教えていただければ、金額の変更は可能だと。でも毎年はごめんです。すごい件数があるので。</p>
〇〇委員	<p>あらためて毎年、毎年変更届を出して、今年なら9,800円になりますよね。9,800円で平成30年は契約を取り直しましたと出していてもダメなんですか。</p>
会長	<p>あり得ない話でしょと。契約書を。うちもそうですが。</p>
〇〇委員	<p>もう一ついいですか。今のことに関連してなんですが、8ページの一番上とかその対価が7,000円という金額が出ていて、もう一つは11ページの一番上、13,200円と出ていますが、あとはゼロになっています。契約期間を見ると30年から40年と書いてありますが、10年ですよね。ここに金額を入れるということは、途中の見直しとかはないんですか。</p>
事務局	<p>見直しは可能です。中間管理機構のお話ですが、制度的には一度契約した金額を変えることは可能です。実際に金額を変えた事例もございます。ただ、先ほど会長が言われたように毎年変えるものではないだろうというのが公社さんの考えだと思います。実際に要望があって、毎年変えるという話になったときにどう対応されるかは聞いてみないとわかりません。</p>
〇〇委員	<p>それが面倒くさいので、0円にしておいて、毎年営農なら営農で。</p>

〇〇委員	それはわかります。私の場合は0円だったら0円だけど、受け手側と出し手側で別々に先ほど言ったような区分1で支払いますとか、これは区分2ですよというものを作って、それには金額を入れなくて、参考の小作料を基にして払うというものは作っています。価格が変わってもどちらも損得が無いような感じがするので。
会長	でも、それを皆が言うとなすごく複雑な、地代で億単位を集めて、一度に振替をしていますので。
〇〇委員	公社が振り込むのが面倒になって、頭が痛くなるんですね。
会長	中間管理機構はそれだけの業務をしているわけではないので、公社が兼任をしてやっていますから。
〇〇委員	別件でいいですか。中間管理機構に対して、出し手の名前は書かれています、受け手の名前はここにはないのですか。中間管理機構しかわからないじゃないですか。
事務局	中間管理機構に農地を預ける時は、流れとしては所有者さんから機構に預けます。所有者さんから預かった農地を機構から受け手さんに預けます。というような2ステップの流れになっています。今までの直接の相対の貸し借りと同じように所有者さんから機構に預けますというのが、基盤強化法に基づく利用権設定の手続きになります。機構さんから受け手さんに預けるのは中間管理機構の法律に基づいた配分計画に基づく配分になります。機構に預けるまでは利用集積計画に基づく集積の計画というものになっていて、市の委員会では機構に預けるまでの利用集積計画を審議しなければなりません。委員会の審議を受けた後に、小矢部市でこの人からこの人に農地を貸し出すという計画を公表するというのが法律で決まっているので、総会の審議の段階では議案としては機構にお貸しされる計画なんです。ということまでしか、まだ公にはできません。
〇〇委員	その先はないですか。今度は機構から貸し出すわけじゃないですか。農業委員会で集積の話をする中で相手が誰か分からないということになりますよね。

事務局	その先は県の方で計画を公表することになっています。
〇〇委員	市はわかっているんでしょう。この中ではわかりませんが、小矢部市としては全部わかっていると思います。
事務局	わかっています。
会長	内々の資料ではOKかなど。総会では出すべき書類ではないということです。
事務局	参考として、今の段階でお示しできるものかどうかはまた確認させていただきます。一緒に見たほうがいいことに間違いはないんですが。法的には今の段階ではまだ決定はしていません。
会長	結局、人・農地プランの話があって、農業委員の立場上、そこにも参加しなさいと言われますが、どこに農地が行ったか分からないのに何を決めればいいのか。タイムラグはありますが1か月後くらいに県の公社の方も公表はされます。それを振り分けたら出せます。でもその時は、一回一回突合せをしないといけない。
〇〇委員	ちょっと面倒くさいですね。
会長	そうですね。それでは、また事務局の方で確認していただいて、よろしくをお願いします。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第45号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは、「異議なし」として、議案第45号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 続いて、協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明していただきます。

事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 業務報告・予定 3) その他（配布物等について）
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>皆さん、ご苦労様でした。除雪で毎日大変でございましたが、どうかこうにか田んぼの雪も消えてなくなりました。お尻の方がむずむずする時期になりましたが、体に気を付けて、次回の総会でもお顔が見られるようお願いしたいと思います。本日はどうもご苦労様でした。</p>
<p>— 3月総会終了—</p>	

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

平成 30 年 3 月 1 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 1 6 番 鳥 倉 博

1 7 番 水 上 俊 秀